

佐賀県教育庁組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第3号

佐賀県教育庁組織規則等の一部を改正する規則
(佐賀県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p><u>佐賀県教育庁組織規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県教育庁</u>の組織及び事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>(分課)</p> <p>第2条 <u>教育庁</u>の本庁に次の課を置く。</p> <p>教育総務課～保健体育課</p> <p>2 教育事務所を次のとおり置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>佐賀県教育庁</u>東部教育事務所</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>佐賀県教育庁</u>西部教育事務所</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 <u>佐賀県教育庁</u>西部教育事務所の支所として、<u>佐賀県教育庁</u>西部教育事務所北部支所を唐津市に置く。</p> <p>(課の分掌事務)</p>	名称	位置	管轄区域	<u>佐賀県教育庁</u> 東部教育事務所	略		<u>佐賀県教育庁</u> 西部教育事務所	略		<p><u>佐賀県教育委員会事務局組織規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県教育委員会事務局</u>(以下「事務局」という。)の組織及び事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>(分課)</p> <p>第2条 <u>事務局</u>の本庁に次の課を置く。</p> <p>教育総務課～保健体育課</p> <p>2 教育事務所を次のとおり置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>佐賀県教育委員会事務局</u>東部教育事務所</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>佐賀県教育委員会事務局</u>西部教育事務所</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 <u>佐賀県教育委員会事務局</u>西部教育事務所の支所として、<u>佐賀県教育委員会事務局</u>西部教育事務所北部支所を唐津市に置く。</p> <p>(課の分掌事務)</p>	名称	位置	管轄区域	<u>佐賀県教育委員会事務局</u> 東部教育事務所	略		<u>佐賀県教育委員会事務局</u> 西部教育事務所	略	
名称	位置	管轄区域																	
<u>佐賀県教育庁</u> 東部教育事務所	略																		
<u>佐賀県教育庁</u> 西部教育事務所	略																		
名称	位置	管轄区域																	
<u>佐賀県教育委員会事務局</u> 東部教育事務所	略																		
<u>佐賀県教育委員会事務局</u> 西部教育事務所	略																		

改正前	改正後
<p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 危機管理に関すること（<u>教育庁危機管理・広報総括監が掌理する事務のうちから指定するものに限る。</u>）。</p> <p>(10) 広報に関すること（<u>教育庁危機管理・広報総括監が掌理する事務のうちから指定するものに限る。</u>）。</p> <p>(11)～(18) 略</p> <p><u>(19) 教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関すること。</u></p> <p><u>(20) 教育庁及び教育機関の情報化の推進に関すること。</u></p> <p>教育振興課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 県立学校の通学区域に関すること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>教職員課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(11) 略</u></p> <p><u>(12) 教育の情報化に関する施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(13) 教育の情報化の支援に関すること。</u></p> <p><u>(14) 教育の情報化に関する教職員の人材育成に関すること。</u></p> <p><u>(15) 教育情報システムの整備及び管理に関すること。</u></p> <p>保健体育課</p> <p>(1) 略</p>	<p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 危機管理に関すること（<u>教育危機管理・広報総括監が掌理する事務のうちから指定するものに限る。</u>）。</p> <p>(10) 広報に関すること（<u>教育危機管理・広報総括監が掌理する事務のうちから指定するものに限る。</u>）。</p> <p>(11)～(18) 略</p> <p>教育振興課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>教職員課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 児童生徒の学力向上に関すること。</u></p> <p><u>(7)～(12) 略</u></p> <p>保健体育課</p> <p>(1) 略</p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>全国高等学校総合体育大会に関する</u>こと。</p> <p>(3)～(6) 略 (主管課)</p> <p>第4条 <u>教育庁</u>及び教育機関（学校を除く。以下この条において同じ。）の総括的事務並びに<u>教育庁</u>各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、<u>教育総務課</u>を主管課と定める。</p> <p>2 前条に定めるもののほか、主管課は、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>教育庁</u>各課の施策の総合調整に関すること</p> <p>(2) <u>教育庁</u>及び教育機関への指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) <u>教育庁</u>及び教育機関の組織、定数及び職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4)・(5) 略 (室)</p> <p>第5条 <u>教育振興課</u>に特別支援教育室を、<u>学校教育課</u>に<u>プロジェクトE推進室</u>、<u>生徒支援室</u>及び<u>人権・同和教育室</u>を置く。</p> <p>2 室の分掌事務は、<u>課長</u>が定める。</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 <u>教育庁</u>に理事を置くことができる。</p>	<p>(2)～(5) 略 (主管課)</p> <p>第4条 <u>事務局</u>及び教育機関（学校を除く。以下この条において同じ。）の総括的事務並びに<u>事務局</u>各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、<u>教育総務課</u>を主管課と定める。</p> <p>2 前条に定めるもののほか、主管課は、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>事務局</u>各課の施策の総合調整に関すること。</p> <p>(2) <u>事務局</u>及び教育機関への指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) <u>事務局</u>及び教育機関の組織、定数及び職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4)・(5) 略 (室)</p> <p>第5条 <u>教育振興課</u>に特別支援教育室を、<u>学校教育課</u>に<u>生徒支援室</u>及び<u>人権・同和教育室</u>を置く。</p> <p>2 室の分掌事務は、<u>次のとおりとする</u>。</p> <p>(1) <u>特別支援教育室</u> <u>特別支援教育に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>生徒支援室</u> <u>ア 生徒指導に関する</u>こと。 <u>イ 学校安全に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>人権・同和教育室</u> <u>人権・同和教育に関する</u>こと。</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 <u>事務局</u>に理事を置くことができる。</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>第7条 <u>教育庁</u>に副教育長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 <u>教育庁</u>に<u>教育庁危機管理・広報総括監</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>教育庁危機管理・広報総括監</u>は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する課長が、その職務を代行する。</p> <p>第10条 略</p> <p>2 室長は、上司の命を受け、その<u>室の分掌事務</u>を掌理する。</p>	<p>2 略</p> <p>第7条 <u>事務局</u>に副教育長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 <u>事務局</u>に<u>教育危機管理・広報総括監及び総体2024総括監</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>教育危機管理・広報総括監</u>は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。</p> <p>3 <u>総体2024総括監</u>は、<u>上司の命を受けて、全国高等学校総合体育大会（以下「総体2024」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）との連携並びにSAGA部活の推進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>事務局に推進監及びリーダー</u>を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務をつかさどり、第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者の服務について指揮監督する。</u></p> <p>5 <u>リーダーは、上司の命を受け、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に関する事務をつかさどり、第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者の服務について指揮監督する。</u></p> <p>6 教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する課長、<u>推進監又はリーダー</u>が、その職務を代行する。</p> <p>第10条 略</p> <p>2 室長は、上司の命を受け、その<u>室務</u>をつかさどり、その職員の</p>

改正前	改正後																								
<p>第13条 略</p> <p>2 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上司の命を受けて、<u>課長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="232 740 1099 1375"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報主幹</td> <td>教育総務課</td> <td>教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務並びに教育庁及び教育機関の情報化の推進に関する調査及び企画事務</td> </tr> <tr> <td>企画主幹</td> <td>教育振興課</td> <td>県立高校の振興に関する企画事務</td> </tr> <tr> <td>人事主幹</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育振興課 学校教育課 学校教育課 プロジェクト E推進室 学校教育課 生徒支援室</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務並びに教育庁及び教育機関の情報化の推進に関する調査及び企画事務	企画主幹	教育振興課	県立高校の振興に関する企画事務	人事主幹	略		指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 プロジェクト E推進室 学校教育課 生徒支援室	略	<p><u>服務について指揮監督する。</u></p> <p>3 <u>教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する室長が、その職務を代行する。</u></p> <p>第13条 略</p> <p>2 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上司の命を受けて、<u>室長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 740 2027 1375"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事主幹</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育振興課 学校教育課 学校教育課 生徒支援室</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	人事主幹	略		指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 生徒支援室	略
職	課又は室	職務																							
情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務並びに教育庁及び教育機関の情報化の推進に関する調査及び企画事務																							
企画主幹	教育振興課	県立高校の振興に関する企画事務																							
人事主幹	略																								
指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 プロジェクト E推進室 学校教育課 生徒支援室	略																							
職	課又は室	職務																							
人事主幹	略																								
指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 生徒支援室	略																							

改正前			改正後											
	保健体育課			保健体育課										
<p>第16条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画主査</td> <td>教育振興課</td> <td>県立学校の振興に関する企画事務</td> </tr> <tr> <td>管理主事</td> <td>教職員課</td> <td>人事に関する調査等事務</td> </tr> </tbody> </table>			職	課	職務	企画主査	教育振興課	県立学校の振興に関する企画事務	管理主事	教職員課	人事に関する調査等事務	<p>第14条の2 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、総体2024総括監及びリーダーを補佐するため、指導主幹を置く。</p> <p>2 指導主幹は、上司の命を受けて、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に係る指導主事の事務に関する調査及び企画事務を処理する。</p> <p>第14条の3 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。</p> <p>2 情報主幹は、上司の命を受けて、事務局及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務並びに教育DXの推進に関する調査及び企画事務を処理する。</p> <p>3 指導主幹は、上司の命を受けて、教育DXに係る指導主事の事務に関する調査及び企画事務を処理する。</p> <p>第16条 第6条から前条までに定めるもののほか、管理主事を教職員課に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、人事に関する調査等事務を処理する。</p> <p>第16条の2 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、総体2024総括監及びリーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部</p>		
職	課	職務												
企画主査	教育振興課	県立学校の振興に関する企画事務												
管理主事	教職員課	人事に関する調査等事務												

改正前	改正後
<p>第18条 第9条、第11条、第12条及び第15条に定める者のほか、<u>教育庁</u>に課長、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。</p>	<p>活の推進に関する事務の一部を処理する。 <u>第16条の3</u> 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、<u>事務局</u>に、副教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。 2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。 (1) 教育DXに関する施策の企画及び調整に関すること。 (2) 教育DXの推進及び支援に関すること。 (3) 教育DXに関する教職員の人材育成に関すること。 (4) 教育情報システムネットワーク等インフラの整備及び管理に関すること。 (5) 事務局及び教育機関の情報セキュリティに関すること。 第18条 第9条、第11条、第12条、<u>第15条、第16条の2及び第16条の3</u>に定めるもののほか、<u>事務局</u>に課長、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。</p>

(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>教育庁</u>の理事、副教育長、<u>教育庁危機管理・広報総括監</u>、課長及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関すること</p>	<p>(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>教育委員会事務局</u>の理事、副教育長、<u>教育危機管理・広報総括監</u>、<u>総体2024総括監</u>、課長、<u>推進監</u>、<u>リーダー</u>及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関すること</p>

改正前	改正後
<p>(9)～(14) 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>教育庁及び教育委員会の所管に属する学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項（前項第7号から第9号までに掲げる事項を除く。）を、教育長に専決させ、又は教育長が定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>ること</p> <p>(9)～(14) 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項（前項第7号から第9号までに掲げる事項を除く。）を、教育長に専決させ、又は教育長が定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。</u></p> <p>3・4 略</p>

(佐賀県教育財産管理規則の一部改正)

第3条 佐賀県教育財産管理規則（昭和41年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所管換 教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所管換 <u>教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第2項に規定する推進監並びに当該推進監が指揮監督する組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに当該リーダーが指揮監督する組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織（次号において「課等」という。）並びに</u>教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。</p>

改正前			改正後		
<p>(4) 課等の長 <u>教育委員会事務局の課及び教育機関</u>（佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する<u>か</u>いに限る。）の長をいう。</p> <p>（準用）</p> <p>第3条 教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第3条第1項及び第4項、第5条、第12条、第13条、第15条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条（第1号に係る部分に限る。）<u>並びに</u>第34条から第40条までの規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる<u>佐賀県公有財産規則</u>の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(4) 課等の長 <u>課等及び教育機関</u>（佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する<u>か</u>いに限る。）の長をいう。</p> <p>（準用）</p> <p>第3条 教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第3条第1項及び第4項、第5条、第12条、第13条、第15条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条（第1号に係る部分に限る。）<u>、</u>第34条から第40条まで<u>並びに</u>附則第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる<u>同規則</u>の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句	規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略			略		
第40条	略		第40条	略	
			附則第3項	<u>室（組織規則第19条第1項及び教育組織規則第5条第1項に規定する室をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び当該室が属する課等</u>	<u>室及び当該室が属する課</u>
				<u>第17条及び第18条</u>	<u>第3条において読み替えて準用する佐賀県公有財産規則第17条及び第18条</u>
				<u>財産</u>	<u>教育財産</u>
				<u>当該財産</u>	<u>当該教育財産</u>
			附則第	<u>第33条又は第34条</u>	<u>第3条において</u>

改正前		改正後	
		<u>4 項</u>	<u>読み替えて準用する佐賀県公有財産規則第 33 条又は第 34 条</u>
			<u>当該室が属する課等の長</u>
		<u>第 40 条</u>	<u>第 3 条において読み替えて準用する佐賀県公有財産規則第 40 条</u>

(佐賀県公立学校職員等表彰規則の一部改正)

第 4 条 佐賀県公立学校職員等表彰規則（平成 2 年佐賀県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「公立学校職員等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 県教育委員会の任命に係る公立学校、<u>県教育庁</u>、県の教育機関（県立学校を除く。以下同じ。）及びその他の機関の職員</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(具申)</p> <p>第 4 条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「公立学校職員等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 県教育委員会の任命に係る公立学校、<u>県教育委員会事務局</u>、県の教育機関（県立学校を除く。以下同じ。）及びその他の機関の職員</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(具申)</p> <p>第 4 条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p>

改正前	改正後
(1)・(2) 略 (3) <u>県教育庁</u> の本庁の課長及び教育事務所長 (4)・(5) 略 2 略	(1)・(2) 略 (3) <u>県教育委員会事務局</u> の本庁の課長、 <u>推進監、リーダー、室長</u> 及び教育事務所長 (4)・(5) 略 2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第3条の規定による改正前の佐賀県教育財産管理規則（以下「旧教育財産管理規則」という。）の規定により課の長が管理していた教育財産（旧教育財産管理規則第2条第2号に規定する教育財産をいう。以下同じ。）のうち、第1条の規定による改正後の佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第5条第2項に規定する室の分掌事務に係る教育財産については、第3条の規定による改正後の佐賀県教育財産管理規則第3条において読み替えて準用する佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第17条又は第18条の規定による所管換がなされたものとみなし、この規則の施行の日以後は当該室の分掌事務を所掌する室の長が管理するものとする。